

注 走錨対策強化海域

- 1 東京ガス扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 27 分 43 秒、東経 139 度 43 分 8 秒）及び JERA 扇島 LNG バース灯（北緯 35 度 28 分 15 秒 東経 139 度 44 分 20 秒）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の（１）から（５）の地点までを順次結んだ線以南の海面

ただし、横浜航路及び鶴見航路並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

- （１）北緯 35 度 29 分 25 秒 東経 139 度 46 分 19 秒（東扇島防波堤）
- （２）北緯 35 度 27 分 52 秒 東経 139 度 42 分 46 秒（ＪＦＥスチール東日本製鉄所扇島護岸）
- （３）横浜大黒防波堤東灯台（北緯 35 度 27 分 24 秒 東経 139 度 42 分 25 秒）
- （４）北緯 35 度 27 分 16 秒 東経 139 度 42 分 2 秒（大黒ふ頭先端緑地護岸）
- （５）北緯 35 度 26 分 29 秒 東経 139 度 41 分 14 秒（本牧ふ頭防波堤）

- 2 南本牧はま道路橋脚灯 P4（北緯 35 度 24 分 39 秒、東経 139 度 40 分 57 秒（地点①））を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、南本牧ふ頭東端（北緯 35 度 24 分 27 秒、東経 139 度 41 分 43 秒（地点②））から真方位 90 度に引いた線、南本牧はま道路、本牧ふ頭 D 突堤北端（北緯 35 度 26 分 31 秒、東経 139 度 41 分 7 秒（地点③））から真方位 0 度に引いた線及び陸岸で囲まれる海面

ただし、横浜航路及び京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。